

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年2月まで
② 昭和37年6月から39年3月まで

私は、当時、近所の納付組織の方に勧められて国民年金に加入し、その方が毎月集金に來られて保険料を払っていたので、記録が無いことが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、申立期間①の金額と一致している。

さらに、申立人が居住している市では、申立期間当時、納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる上、申立人が記憶する集金人の名前は、申立人の居住する地区を担当していた集金人の名前と一致し、その親族に聴取したところ「(申立人が記憶する名前の者が)自ら10年年金に加入し、その期間は国民年金保険料の集金を行っていた」との供述が得られており、申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間②については、申立人は昭和37年3月に35歳に到達しており、申立人が納付したとする100円と保険料額が異なるが、申立人にその記憶は無い。

また、申立期間②直前の昭和37年3月1日から同年6月16日までの期間は、厚生年金保険の加入記録が判明し、平成20年9月19日に統合処理されており、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告等) も無い。

さらに、申立人には新たに国民年金の加入手続をした記憶も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年3月まで

夫婦で国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付していたはずである。

社会保険庁の記録では、妻は納付済みであるが、私は未納と申請免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻によると、昭和40年4月から42年3月までの夫婦二人分の過年度保険料を、自宅に来た集金人に納付したとしており、当時、社会保険事務所の職員が、過年度保険料に未納がある者の自宅へ集金に回っていたことが確認できる上、申立人の妻の申立期間内の過年度保険料が納付されていることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人に係る社会保険庁保存のマイクロ記録には、昭和40年4月から42年3月までの期間の欄に、「時効消滅」の印が押されているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は41年10月ごろに払い出されており、申立人の妻が過年度保険料を納付した42年7月当時は、申立期間は時効消滅前であることから、申立人の妻についてのみ過年度保険料の集金が来るとは考え難い上、申立期間直後の国民年金保険料が、夫婦同じ日に納付されていることからみて、申立人の過年度保険料も納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の一部が申請免除と記録されていることについては、夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人の申請免除の手続をした記憶は無いと供述している上、申立人の妻が国民年金保険料を納付しながら、申立人についてのみ申請免除の手続を行ったとするのは不自然である。

加えて、申立人とその妻の国民年金手帳には、生年月日及び性別に誤りがある上、申立人の国民年金手帳の資格取得日は昭和41年10月1日のままであるのに対し、マイクロ記録は40年4月1日に訂正されており、このほか、申立人は現住所から転居をしていないにもかかわらず、マイクロ記録の備考欄には、

「A社会保険事務所より移管 昭和50年11月4日」と不明な記載事項があるなど、行政側の記録管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

昭和47年11月1日にA社からB社に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年10月31日にA社において資格喪失、同年11月1日にB社において資格取得となっている。

B社に入社した昭和42年2月27日から56年8月20日までの間、子会社へ転勤したことがあるが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

グループ会社本社からの回答及び雇用保険の記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、A社からB社への異動日は、雇用保険の記録から昭和47年11月1日と考えられることから、A社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年9月の社会保険事務所の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届に係る手続誤りを認めていることから、事業主が昭和47年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成元年5月29日、資格喪失日が12年12月1日とされ、当該期間のうち、元年5月29日から同年11月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を元年5月29日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年5月29日から同年12月1日まで

私は、平成元年5月29日に入社し、同時に厚生年金保険に加入し、給与天引きされていた。

しかし、現在、平成元年12月1日加入と記録されています。常勤で働いていたので、この6か月は記録もれだと思ふ。

同時期に入社した者は正しく記録されているので、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

事業主から申立人に交付された厚生年金保険加入に関する証明書、健康保険組合の組合員加入記録及び雇用保険の加入記録などから判断すると、申立人はA社に平成元年5月29日から12年11月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年12月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資料は既に廃棄しているため確認不能であるが、申立人は

正社員として勤務しており、入社時より社会保険料は給与から控除・徴収し、速やかに処理していた。」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では、事業主が申立人について平成4年1月8日に厚生年金保険被保険者資格取得日を遡及して元年5月29日とする届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所が厚生年金保険法第75条の規定に基づく処理を行ったことが認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る元年5月から同年11月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 13 日から 39 年 9 月 21 日まで
社会保険庁の記録では、昭和 35 年 7 月 13 日から 39 年 9 月 21 日までの期間に対して脱退手当金を支給したことになっているが、私は受け取った覚えや請求を行った記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 37 名中 6 名と少ない上、事業主は代理請求について強く否定していることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の 4 回の被保険者期間及び申立期間後の期間で脱退手当金支給決定前の 1 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、これら 5 回の被保険者期間に係る請求を行わないとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで

20歳の誕生日の前後ぐらいに当時住んでいた市の市役所から国民年金の手帳が送付されたので、学生で収入が無いから払えないと申し出た。その時、親に払ってもらったらいいと言われたが、そのことは親には話をしなかった。

平成4年4月ごろ、申立期間の保険料を親が払っていたことを親から聞いて、その後は私が払うようにしたが、親が払っているはずの申立期間が未納になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に居住していたA市の申立人に係る電算記録により、申立てのとおり、平成3年6月前後に申立人に対する国民年金への加入勧奨が行われ、同年8月12日に国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人は、同年6月に国民年金の資格を取得していることが確認できる。

しかし、A市の記録には、申立人が当該市居住時に保険料を納付した形跡は無く、申立人が大学生として当該市に居住していた期間の国民年金保険料については、平成5年度分が平成6年4月19日に、4年度分が同年5月23日にそれぞれ一括納付されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、申立人は、同年3月25日に親の居住するB市へ転出していることから、A市居住期間の保険料がB市転出後に納付されていることとなり、申立内容と符合しない。

また、A市の電算記録には、親元へ納付書を送付する場合に入力する項目の「送付先」の欄が空白のままとなっており、同市では要望があれば親元へ納付書を送っていたが、「送付先」の欄が空白となっていることは送付していないとみられるとしている。

さらに、申立人の親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、加えて、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親に聴取しても、保険料の納付状況等が明確でなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から42年3月まで

昭和39年からA市B町の妻の実家に住んでいたが、40年ごろに国民年金が近所で話題になったので、しばらくしてから夫婦で加入した。加入手続についてははっきり覚えていないが、自宅に年金の勧誘の方が来られたような気がする。それ以降、夫婦の保険料はずっと集金人に払っていた。

その後、同市C町に転居したが、B町に住んでいた時期に払ったはずの保険料が社会保険庁の記録では未納となっているのはおかしい。

第3 委員会判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録及びA市の電子記録から、昭和41年4月1日と確認できるが、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されたのは42年6月と推認され、この時点では申立期間は過年度保険料となることから、集金人(市職員)が収納することはできず、申立人も「加入手続をした際に過去の保険料を遡^{さかのぼ}って納付することはしておらず、その後、社会保険事務所等から納付書が送られてきた覚えも無い」と供述している。

また、申立人がC町に転居したのは、申立人の記憶及び戸籍の附票から昭和42年11月ごろと推定されることから、同年4月以降の納付済みの保険料は申立人がB町に居住していた時期に納付したものとみられ、申立人の記憶の混同が考えられる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

昭和39年からA市B町の私の実家に住んでいたが、40年ごろに国民年金が近所で話題になったので、しばらくしてから夫婦で加入した。加入手続についてははっきり覚えていないが、自宅に年金の勧誘の方が来られたような気がする。それ以降、夫婦の保険料はずっと集金人に払っていた。

その後、同市C町に転居したが、B町に住んでいた時期に払ったはずの保険料が社会保険庁の記録では未納となっているのはおかしい。

第3 委員会判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録及びA市の電子記録から、昭和41年4月1日と確認できるが、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されたのは42年6月と推認され、この時点では申立期間は過年度保険料となることから、集金人(市職員)が収納することはできず、申立人も「加入手続をした際に過去の保険料を^{さかのぼ}って納付することはしておらず、その後、社会保険事務所等から納付書が送られてきた覚えも無い」と供述している。

また、申立人がC町に転居したのは、申立人の記憶及び戸籍の附票から昭和42年11月ごろと推定されることから、同年4月以降の納付済みの保険料は申立人がB町に居住していた時期に納付したものとみられ、申立人の記憶の混同が考えられる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 537

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から45年4月まで

勤めていた個人病院の院長先生が、自分が二十歳になった時に、国民年金の加入手続をしてくれた。病院に国民年金保険料の集金人が来ていたので、毎回支払っていた。その後、役所にも納付に行った記憶があるので未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録によると、夫婦連番で昭和45年6月ごろに払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、申立期間は、国民年金に未加入の期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続をしたとする勤務先の院長夫婦は既に他界していることから、当時の国民年金の加入状況等が不明であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和44年5月に婚姻しているが、この際の氏名及び住所変更手続に係る記憶は明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和41年4月から45年5月まで

社会保険事務所で確認したところ、申立期間の国民年金の加入記録が無かった。昭和42年3月に入籍後、しばらくして妻がA市役所で加入手続をし、その際に私の過去の保険料を^{さかのぼ}遡って支払った。その後は妻が夫婦の保険料を一緒に集金人に払っていた。国民の義務として加入したのに記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、A市役所が保存している国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳から、昭和50年10月1日と確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間である。

また、同市役所では昭和50年10月1日に資格取得した際の被保険者名簿以外の名簿は見当たらず、同市を管轄する社会保険事務所においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立てのとおりであれば、申立人の昭和41年度の保険料は過年度分であった可能性が高く、国民健康保険と異なり国民年金の過年度保険料は市役所の窓口で納付することができないが、申立人の妻は「夫の国民健康保険や国民年金の加入手続を市役所で行った際に夫の過去の保険料を^{さかのぼ}遡って市役所の窓口で納付したが、ほかの場所で納付した覚えは無い」と供述していることから、納付したとする保険料は国民健康保険料であったものと推測される。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、厚生年金保険の資格喪失後の

昭和 50 年 10 月ごろに夫婦連番で払い出されていることから、申立人が所持している年金手帳はこの時期に加入手続をして交付されたものとみられ、再交付である旨の記載も無いことから、申立人の記憶の混同が考えられる。

このほか、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻も申立期間については国民年金の未加入期間であり、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から50年9月まで

社会保険事務所で確認したところ、申立期間の国民年金の加入記録が無かった。私の国民年金の加入手続は、20歳の時に私が父親がA市役所で行い、結婚前の保険料は自分で、結婚後の保険料は私が夫の保険料と一緒に集金人に払っていた。国民の義務として加入したのに記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、A市役所が保存している国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳から、昭和50年10月1日と確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間である。

また、同市役所では昭和50年10月1日に資格取得した際の被保険者名簿以外の名簿は見当たらず、同市を管轄する社会保険事務所においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立てのとおりであれば、昭和41年に資格取得していながら、昭和50年に同じ住所地で改めて別の国民年金手帳記号番号で資格取得したことになるが、A市では「当市の国民年金被保険者名簿は、住民基本台帳の世帯番号により管理しているため、同じ被保険者に別の手帳記号番号を払い出すことは無い」としている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫の厚生年金保険の資格喪失後の昭和50年10月ごろに夫婦連番で払い出されていることから、申立人が所持している年金手帳はこの時期に加入手続をして交付されたものとみられ、再交付である旨の記載も無いことから、申立人の記憶の混同が考

えられる。

このほか、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫も申立期間については国民年金の未加入期間又は厚生年金保険加入期間であり、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年12月まで

昭和50年から51年ごろに、A区役所から特例納付の通知が来たので、47年と48年分の保険料6万円から7万円を、納付書で納付した。

昭和50年から51年ごろ以降については、定期的に1年分をまとめて郵便局で納付していた。当時は、競艇選手として、賞金額が年500万円から800万円あったので、納付はしているはずである。

A区の国民年金被保険者名簿では、昭和54年2月22日加入届となっているが、記憶に無い。年金手帳は2冊あったと記憶している。別番号があるのではないか、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

A区の国民年金被保険者名簿によると、「昭和54年2月22日取得届受付、新規取得、資格取得年月日47年4月11日」と記録されており、申立てのとおりであれば、別の国民年金手帳記号番号の払出しがされていたことになるが、申立人が特例納付をしたとする時期と記録上の資格取得した時期の居住地に異動は無く、同一区役所で、申立人に別番号が払い出される可能性は低い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が特例納付したとする時期は、第2回特例納付の期間と一部重なるものの、その時期に納付できる特例納付保険料及び過年度保険料を試算しても、申立人の記憶する金額とは大きく相違している。

さらに、申立人の資格取得日は、昭和47年4月11日とされているが、A区の国民年金被保険者名簿には、54年2月22日取得届受付とされており、この時期に加入手続がなされていることから、申立人が主張する特例納付の通

知が来たとする 50 年から 51 年当時は未加入期間であることとなり、保険料の納付はできない。

加えて、同区役所では、「特例納付の通知は、資格取得後の未納期間がある被保険者に行っていたが、未加入者に対し通知、案内を個別に送ることは無かった」としている。

このほか、申立人は、「特例納付をした以降の保険料納付については、定期的に 1 年分をまとめて納付していた」としているが、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、昭和 54 年 1 月から平成 14 年 3 月までの期間については每期又は毎月納付しており、1 年分をまとめて前納しているのは、平成 14 年度以降となっており、申立内容と矛盾している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの期間及び48年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年12月から46年3月まで
②昭和48年7月から54年3月まで

保険料は、昭和47年2月までは自宅に集金の男性の方が来て納付していたことは覚えている。それ以後のことは、はっきりとした記憶は無いが、役所からの納付書により銀行窓口で納付した時期と銀行口座振替で納めた時期がある。

昭和48年7月21日に船員保険被保険者資格を喪失してすぐに喫茶店で働いている。昭和51年1月からは昼と夜も掛け持ちで半年間働き、その時期に銀行口座振替で納めていたと思う。役所からの請求のあったものの支払いはどんなものであれ1日として遅れて支払うということにはなかった。当時の平均給与は、昭和51年1月から52年6月までは約12万円、同年7月からは47万円あった。1万円未満の年金を納付していないとは自分自身考えられないので調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険事務所の保管する国民年金被保険者台帳の納付記録欄の申立期間に係る部分は未納状態を表す空白のまま確認印が押されており、納付事実は確認できない上、A市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①については、申立人は昭和45年11月に住所を変更しているが、これに伴う国民年金加入手続は46年5月になってから行われ、申

立人の所持する国民年金手帳に 46 年 8 月 22 日付けで、同年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付した際の検認印があるところから、過年度の未納月分である 45 年 12 月から 46 年 3 月までは納付ができなかったと推認される。加えて、申立期間②のうち昭和 48 年 7 月から 49 年 6 月までについては、申立人には 48 年 7 月に国民年金加入手続を行った記憶が無い上、社会保険事務所の保管する国民年金被保険者台帳では、48 年 7 月 21 日に船員保険被保険者資格喪失後、49 年 7 月 1 日の国民年金被保険者資格取得日までは未加入となっており保険料納付はできない。

加えて、申立人は、申立期間については国民年金保険料を昭和 51 年 1 月ごろまでは銀行の窓口で納付、51 年 2 月ごろからは銀行口座振替で納付していたと説明しているが、A 市では「昭和 49 年 7 月までは銀行の窓口での納付はできない。口座振替は 54 年 4 月から開始した。」と回答しており、申立人の納付方法についての説明と異なっている。また、申立人の申立期間当時の国民年金保険料納付について供述してくれる関係者等も見当たらない。

このほか、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年11月までの期間及び4年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和61年4月から平成2年11月まで
②平成4年4月から同年11月まで

20歳になった時、母親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和61年4月から平成2年11月までの期間は区長の集金制度が残っているところであり、水道代、国民健康保険税、国民年金保険料等公的な支払と区費を併せて、毎月決まった額を納付していた。4年4月から同年11月までの期間は銀行の集金担当に決まった額を渡していた。

60歳の満了の確認をした時に、未納期間があることが分かった。町議会議員という立場や、お客様相手の商売をしていることから、未納は考えられない。調査して納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳及びA町の保管している国民年金被保険者名簿の納付記録では、いずれも申立期間は未納と記録されており、記録相互に不整合はみられない。

さらに、申立期間のうち昭和61年4月から平成2年11月までについて、申立人は納付組織により毎月国民年金保険料を納付していたと説明しているが、A町では「国民年金被保険者名簿の記載からみて、納付方式は収納組織扱いでなく個人扱いと思われる。」と回答しており、納付方法について申立人の記憶と一致しない。

加えて、平成4年4月から同年11月までについて、申立人は銀行の集金担

当に決まった額を渡していたと説明しているが、金融機関からは国民年金保険料の納付についての確認はできなかった。

その上、申立期間前後の申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、昭和60年4月から61年3月までの期間については62年1月8日に納付、平成2年12月から4年3月までの期間については同年12月7日に納付、同年12月から6年3月までの期間については7年1月31日に納付、6年4月から7年1月までの期間については8年4月16日に納付しており、いずれも国民年金保険料を過年度分として社会保険事務所発行の納付書で納付したものとみられることから、申立期間のみ、現年度分として市町村に納付していたとするのは不自然である。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年11月までの期間及び4年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 61 年 4 月から平成 2 年 11 月まで
②平成 4 年 4 月から同年 11 月まで

20歳になった時、夫の母親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和61年4月から平成2年11月までの期間は区長の集金制度が残っているところであり、水道代、国民健康保険税、国民年金保険料等公的支払と区費を併せて、毎月決まった額を納付していた。4年4月から同年11月までの期間は銀行の集金担当に決まった額を渡していた。

夫の60歳の満了の確認をした時に、自分にも未納期間があることが分かった。夫の町議会議員という立場や、お客様相手の商売をしていることから、未納は考えられない。調査して納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳及びA町の保管している国民年金被保険者名簿の納付記録では、いずれも申立期間は未納と記録されており、記録相互に不整合はみられない。

さらに、申立期間のうち昭和61年4月から平成2年11月までについて、申立人は納付組織により毎月国民年金保険料を納付していたと説明しているが、A町では「国民年金被保険者名簿の記載からみて、納付方式は収納組織扱いでなく個人扱いと思われる。」と回答しており、納付方法について申立人の記憶と一致しない。

加えて、平成4年4月から同年11月までについて、申立人は銀行の集金担

当に決まった額を渡していたと説明しているが、金融機関からは国民年金保険料の納付についての確認はできなかった。

その上、申立期間前後の申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、昭和60年4月から61年3月までの期間については62年1月8日に納付、平成2年12月から4年3月までの期間については同年12月7日に納付、同年12月から6年3月までの期間については7年1月31日に納付、6年4月から7年1月までの期間については8年4月16日に納付しており、いずれも国民年金保険料を過年度分として社会保険事務所発行の納付書で納付したものとみられることから、申立期間のみ、現年度分として市町村に納付していたとするのは不自然である。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 47 年 1 月まで

私は申立期間に卸売市場にあった仲卸店「A社」で働いていた。入社時に「厚生年金加入者証」を店主に提出し、退社時に返却されたので、厚生年金保険に加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所において申立人に係る昭和 44 年 7 月 1 日から 47 年 1 月 25 日までの雇用保険の加入記録があること、B国民健康保険組合の被保険者名簿のA社の欄に申立人の名前が記載されていることから、昭和 44 年 7 月以降に申立人が申立ての事業所に勤務していたことは認められるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが社会保険事務所の記録からは確認できない。

また、申立ての事業所の社長の娘は「当時、両親は国民年金に加入していた」と供述し、上司の妻も「夫は昭和 30 年から 51 年まで勤めていたが、在職中、夫は私と一緒に国民年金に加入していた」と供述し、いずれも「A社は厚生年金保険には加入していなかったと思う」と供述している。

さらに、申立ての事業所が加入していた国民健康保険組合では「当組合には、昭和 63 年以前に厚生年金保険に加入していた法人はおらず、当時の組合員は国民年金に加入するしかなかった」とし、申立期間当時から営業している同業者の社長も「当時の仲卸業者の多くは国民健康保険組合には加入していたが、厚生年金保険にはほとんど加入していなかった」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認することのできる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

A社からB社へ異動した際の加入記録が1か月分抜けている。関連会社への異動なので加入記録が抜けることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録を確認したところ、A社での離職日が平成7年4月29日、B社での資格取得日が同年5月1日となっており、厚生年金保険の記録と合致している上、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」も、申立人の資格取得日は「平成7年5月1日」と記載されている。

また、A社は「当社では、厚生年金保険料は翌月控除としており、退職月の末日付の退職者の当月分の保険料については、退職月の給与から前月分と併せて控除、又は退職後の賞与等から控除、若しくは別途現金で徴収のいずれかの方法で行っている」としている。一方、A社から提出された申立人の平成7年の賃金台帳によると、退職月である4月の給与からは1か月分（3か月分）の保険料のみが控除され、5月の「賞与」からは保険料は控除されておらず、現金の収支を記載する「預り金補助簿」にも申立人の保険料が計上されていない。これらのことから申立人の4月分の厚生年金保険料は給与等から控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人と同時期にA社からB社に異動した同僚3人の厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における資格喪失日とB社における資格取得日は申立人と同一となっており、ほかに申立てに係る事実を確認することのできる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月12日から23年7月27日まで
(A丸)
② 昭和24年5月31日から25年6月1日まで
(B丸)

私は申立期間①はA丸及び申立期間②はB丸に乗船していた。当時の給与は亡くなった母が受け取っていたと思う。給与明細書は無く、当時の同僚も亡くなっているが、B丸については船員手帳に乗船の記録が残っている。船員保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立事業所は、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿にある同僚の記録から、申立期間は船員保険の適用事業所では無いことが推認することができる。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳に申立期間における申立人の被保険者としての加入記録は無い上、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳に申立人の申立期間に係る船員保険被保険者の加入記録は無い。

また、当時の事業主は既に他界していることから、当時の勤務実態について供述を得ることができない上、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人が挙げた2名の同僚についても、社会保険事務所が保管する申立事業所の船員保険被保険者名簿では、船員保険被保険者資格の取得日

及び喪失日は申立人と同じ日付であることが確認できる上、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 573 (事案 315 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 12 月 12 日まで
(A(株))
② 昭和 44 年 8 月 20 日から 48 年 3 月 31 日まで
(B(有))
③ 昭和 50 年 2 月 1 日から 51 年 12 月 22 日まで
((有)C)
④ 昭和 53 年 1 月 10 日から 57 年 1 月 11 日まで
((株)D)
⑤ 昭和 57 年 2 月 1 日から 63 年 1 月 21 日まで
((有)E)
⑥ 平成元年 10 月 23 日から 2 年 3 月 1 日まで
(F(株))

今回の申立ては前回の申立内容と同じである。

前回の申立てについては、平成 20 年 11 月 6 日付けの文書で認められないとの通知を受けたが、これに不服である。

標準報酬月額は、当時の給料の半分から 3 分の 1 ぐらいしか申告されていないのは納得できないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、標準報酬月額は当時の給料の半分から 3 分の 1 ぐらいしか申告されていないと主張するが、申立人には、申立期間について、申立人が主張する給与月額及びこれに基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等

の関連資料は無い。また、申立事業所では、申立期間当時の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料については、保存期間経過のため現存しないとしている。

一方、申立6事業所における標準報酬月額は勤務期間とともに漸増しており、うちA(株)及びB(有)においては最高等級の標準報酬月額となっている期間が見られ、また、(株)D及び(有)Eにおいては最高等級の標準報酬月額ではないものの、申立人の主張する給与月額20万円から30万円に近い標準報酬月額となっている期間がみられることから推察すると、申立てどおりの実際よりかけ離れた低い標準報酬月額が記録されているとは認め難い。

さらに、申立人と同人が挙げているB(有)、(有)C、(株)D及び(有)Eにおける申立期間②、③、④及び⑤における同僚(各社1人)との標準報酬月額についてみると、被保険者期間が同一ではないため一概に比較はできないが、申立人の標準報酬月額は、勤務時点でみるといずれの同僚とも大差ないものとなっている。

これらのことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月6日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、正しい標準報酬月額に訂正してほしいと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 12 月まで

私は、昭和 39 年 4 月、高校卒業と同時に A 社 B 支店 C 連絡所に入社した。しかし、社会保険庁の記録では、41 年 1 月 1 日が資格取得日となっており、申立期間の記録が無い。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立ての事業所から提出された当時の辞令簿により確認することができる。

しかし、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間前後の健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立ての事業所では、当時、連絡所の社会保険関係の事務は B 支店で行っていたとしているが、B 支店は所在地を移転していることから当時の資料は保存されておらず、昭和 35 年設立の健康保険組合でも、当時の資料は保存期間を経過しているため確認できないとし、申立人の記憶する当時の関係者や同僚等からも申立人の保険料控除に係る具体的な供述を得ることができず、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立ての事業所から提出された辞令簿及び健康保険厚生年金保険被

保険者名簿を確認したところ、申立人と同一日に入社した12名のうちB支店勤務の10名については、入社年月日と資格取得日が同一日となっているが、C連絡所勤務の申立人とD連絡所勤務の1名の資格取得日が、いずれも昭和41年1月1日となっていることが確認できる。

これらのことから、連絡所勤務の2名については、B支店における資格取得手続の漏れの可能性もあるが、何らかの理由により入社時の昭和39年4月1日には厚生年金保険の資格取得の手続はなされず、41年1月1日付けの資格取得届が提出され、申立期間に係る保険料は控除されていなかったものと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 38 年 9 月まで
② 昭和 38 年 10 月から 42 年 8 月まで

申立期間①について、A社で、大型運転手として勤務していた。厚生年金保険料を給与から引かれていた記憶がある。

申立期間②について、B社で、映写用のフィルムを直営店へ転送したり、移動映写用機材等の配送をしていた。当時、地元の企業としては大きい方だったので、厚生年金保険に加入していたものと思います。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶する同僚の厚生年金保険被保険者記録が申立ての事業所で確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所の記録により昭和 26 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることは確認できるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に係る健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、申立人と同時期に入社したとする同僚 2 名についても厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、当該事業所では、昭和 38 年ごろの社会保険の各種申請書類の一部が保存されているが、その中に申立人の記録は無く、35 年から 38 年ごろの人事関係書類にも、申立人の記録は無いとしている。

加えて、当時の関係者や同僚も連絡先不明のため供述を得られず、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②に係る事業所については、社会保険事務所の記録には、厚生年

金保険の適用事業所としての該当事業所の存在が確認できない上、申立ての事業所名での法人登記も確認できない。

また、申立ての事業所に係る雇用保険の加入記録も無く、当時の関係者や同僚等も死亡又は連絡先不明のため供述を得られず、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 いずれの申立期間についても、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、いずれの申立期間についても、申立人は国民年金に加入し国民年金保険料を納付している期間である。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 43 年 9 月まで

私は、かつて勤務していたA社の加入記録を照会したが、申立期間前後には加入記録があるのに、申立期間の加入記録が無い。

同社を途中で退職した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の当時の関係者の供述及び社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和 41 年 11 月 5 日に資格取得した後、42 年 6 月 16 日に資格喪失し、改めて 43 年 10 月 25 日に資格取得し、44 年 1 月 16 日に資格喪失しており、申立期間前後に申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたことは確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の前半の在職期間中である昭和 41 年 11 月 15 日から 42 年 3 月 1 日までの健康保険の番号に欠番があるが、該当被保険者は確認できないことから、社会保険事務所の付番ミスと推測される一方、申立期間については、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立人に係る雇用保険についても厚生年金保険加入期間を含めて加入記録は無く、申立ての事業所の当時の関係者に聴取しても、申立人の申立期間における勤務状況や保険料控除について具体的な供述は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和33年4月から35年10月まで
②昭和35年10月から36年5月まで
③昭和36年5月から同年10月まで
④昭和36年10月から38年4月まで

私は昭和33年4月から38年4月までA社の4か所の出張所で班の基幹要員として働いていた。A社では班の基幹要員は厚生年金保険に無条件で加入することになっていたため、私は厚生年金保険に加入していたはずであり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚等の供述から、申立人がA社の出張所で働いていたことは推認することができるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立てに係る4か所の出張所に勤務する者についてはA社B支店あるいは同C支店が厚生年金保険適用事業所として被保険者資格の得喪手続を行っており、社会保険事務所に保管しているA社B支店及び同C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間である昭和33年4月から38年4月までの間について申立人の記録は無い。

さらに、A社本社では「当時の記録がないため厚生年金保険の加入の有無は不明である。班長は加入していたと思われるが、基幹要員は不明です。」と回答しており、申立人の申立期間当時の同じ班の同僚は「基幹要員なら全員が厚生年金保険に加入していたということは無い。」と供述している。

加えて、申立期間当時、申立人と同じ班で基幹要員であった3人は、申立人と同様に申立期間について厚生年金保険の記録が無く、班長についても申立期

間当初の2年間は加入記録が無く、基幹要員であっても必ずしも厚生年金保険に加入させていたのではなかったことが推認できる。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から30年10月1日まで
ねんきん特別便にA社の期間が記載されていないので、社会保険事務所に問い合わせたところ、申立期間については脱退手当金を支給されているという回答をもらった。私は脱退手当金を受給した記憶はないため調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、2年以上の厚生年金被保険者期間があり、申立人の厚生年金被保険者資格喪失日である昭和30年10月1日の前後2年以内に資格喪失した者15名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10名が受給しており、そのうち7名が厚生年金被保険者資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、厚生年金保険被保険者台帳には申立人の厚生年金保険の資格取得日、喪失日、標準報酬等級及び脱退手当金の支給記録が記載されており、オンライン記録に不整合はみられず、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和31年3月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年1月17日から37年6月1日までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、平成3年10月21日から10年1月1日までについて、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和34年1月17日から37年6月1日まで
②平成3年10月21日から10年1月1日まで

昭和34年1月から37年6月までA社に勤務していた。退職後、同社からは連絡も無く、同社に行ったことも無く、当時は銀行振込みも無かった。脱退手当金の手続をした覚えも無い。

脱退手当金が支給済みになっていることに納得ができない。

また、B社に昭和63年5月からパートで3年間勤務後、平成3年から正社員として勤務した。勤務場所は、最初はCセンターで、8年から9年12月30日まではDセンターでした。

当時の給与は月20万円、賞与は半期35万円年2回支給で、年収は310万円だった。業務実績をかわれ、他の社員と比べ給与は高かった。標準報酬額が当時支給されていた賃金額と大きく違うことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性30人のうち申立人を含む9人が脱退手当金を受給したことが確認でき、いずれも厚生年金被保険者資格喪失日の約2か月から5か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、社会保険事務所の保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名

簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱支給済」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年8月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立事業所は、「保存期間経過により申立期間当時の資料は残存していない」と回答していることから、事業主が申立人の給与から申立てどおりの標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していたことは確認できない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成3年10月1日から8年10月1日までの間、8万円から11万円へと推移しており、1～2年に1回のペースで順次改訂されていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る社会保険庁の記録では、申立人の記憶する同僚の申立期間に係る標準報酬月額は、同僚が「申立人と給与等が異なっていた。」と供述しているにもかかわらず申立人の標準報酬月額と一致していることから、申立事業所においては、実際の給与等の支給額にかかわらず同じ職種の職員については同額の標準報酬月額を算定していた可能性も否定できない。

加えて、仮に、「実際の報酬月額に基づく標準報酬月額」が「実際に控除された保険料に基づく標準報酬月額」を上回ったとしても、厚生年金保険法第75条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については、標準報酬月額の記録訂正を行ったとしても、保険給付には反映されない。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。